

医療的ケア児への支援に関連する令和6年度概算要求等

こどもまんなか
こども家庭庁

第47回永田町子ども未来会議 2023年11月7日(火)

医療的ケア児等総合支援事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求 208億円の内数+事項要求 (208億円の内数)

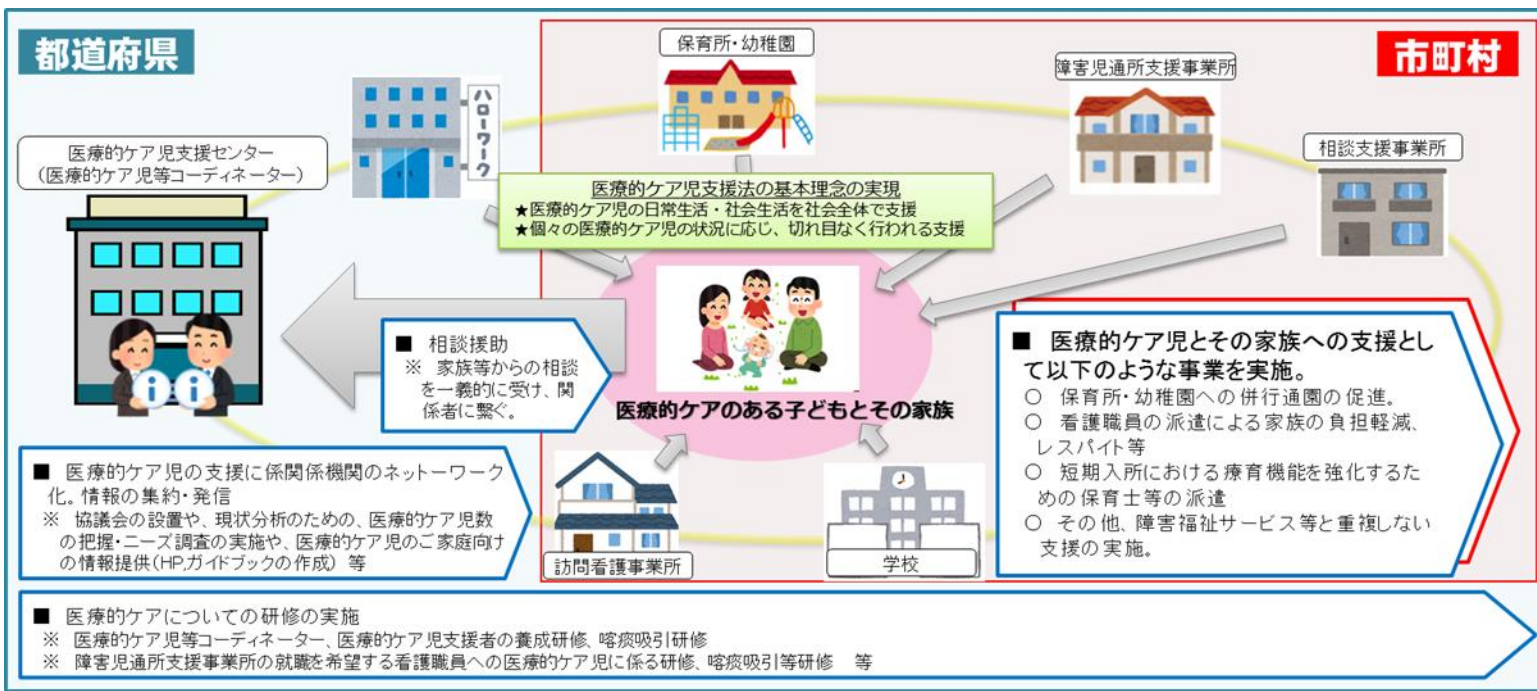
※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーターを配置については都道府県のみ
- 【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター (都道府県)

● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの様々な相談に総合的に対応。
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶ 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。等

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



管内の情報の集約

● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族のニーズについて地域への共有を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
- ▶ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。 等

医療的ケア児に係る様々な相談

- 仕事と育児を両立させたい...
- 先々の子育ての見通しが見つからない...
- 兄弟に関わる時間がとれない。
- 緊急時の預け先がない...
- 夜間のケアがづらい...

センター設置により相談先が明確化。

医療的ケアのある子どもとその家族

どこに相談すればよいか分からない。



支援の実施

市町村等 (地域の支援現場)



- ・調整困難事例の相談
- ・地域の医療的ケア児の状況の共有

医療的ケア児やその家族を支援する多職種による連携体制の構築

- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、保健・医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施する。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

医療的ケア児保育支援事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 509億円の内数 (457億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

2. 施策の内容

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。



助言・支援等

<基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、管内保育所の医療的ケアに関する支援を行うとともに、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行う。



体制整備等

<自治体>

検討会の設置



ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

○基本分単価

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)

○加算分単価

- ② 研修の受講支援 1施設当たり 300千円
- ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,170千円
- ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
- ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円
- ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
- ⑦ 災害対策備品整備 1施設当たり 100千円

※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

保育所等におけるICT化推進等事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 **509**億円の内の数 **(457**億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 保育所等や認可外保育施設における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備する。
- また、病児保育事業及び一時預かり事業（以下「病児保育事業等」という。）を行う事業所における空き状況の確認や予約手続に係る手続等のICT化の推進を図るとともに、研修や保育士資格取得・登録に係る手続のオンライン化を推進することにより、利用者等の利便性の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務、**実費徴収等のキャッシュレス決済**）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) **医療的ケア児を受入れる保育所について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。**

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】 (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり **1,300**千円 翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円
(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円
(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
① 1自治体当たり **5,000**千円 ② 1施設当たり 1,000千円
(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000千円
(5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定
(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円
(7) **医療的ケア児を受入れる保育所におけるICT機器導入 1施設当たり 100千円**

【補助割合】 (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

(3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

※①について、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3

※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2

* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。

(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(7) 国：1/2、市区町村：1/2

放課後児童クラブにおける障害児の受け入れに伴う補助事業について

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度概算要求額 1,046億円の内数+事項要求 (1,046億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

	障害児受入推進事業 (放課後児童クラブ支援事業)	障害児受入強化推進事業		放課後児童クラブ 障害児受入促進事業
		①障害児に対する支援	②医療的ケア児に対する支援	
趣 旨 容	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名配置。	障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等について、 ⑦ 3人以上5人以下の場合は1名 ⑧ 6人以上8人以下の場合は2名 ⑨ 9人以上の場合は3名配置。	⑦ 医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を配置。 ※ 職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、医療的ケア児の受け入れに必要な経費も補助対象 ⑧ 医療的ケア児を受け入れるために必要となる、放課後児童クラブや病院等への付き添いや送迎支援。	障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業
実施主体	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる			
国庫補助 基 準 額 (案)	年額2,009千円 (1支援の単位当たり)	職員1人当たり年額2,000千円 (1支援の単位当たり)	⑦の場合：年額4,061千円 (1支援の単位当たり) ⑧の場合：年額1,353千円 (1支援の単位当たり)	年額1,000千円 (1事業所当たり)
補 助 率	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3			

加配職員のイメージ

障害児の受入数

受入推進事業による職員加配補助

受入強化推進事業による職員加配補助

障害児1～2名を受け入れる場合



障害児3～5名を受け入れる場合



+



障害児6～8名を受け入れる場合



+



+



障害児9名以上を受け入れる場合



+



+



+



医療的ケア児1人を受け入れる場合



+



第2章 経済再生に向けた具体的施策

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

6. 包摂社会の実現

（1）こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

2024年4月からの改正児童福祉法の施行を踏まえ、児童発達支援センターを中心とした地域全体の障害児支援体制の強化や医療的ケア児の一時預かりの環境整備に取り組む。

施策例

- ・ 医療的ケア児等総合支援事業
- ・ 医療的ケア児保育支援事業